

児童福祉施設等の東日本大震災に係る災害復旧費について (東日本大震災復興特別会計)

26年度予算(案) 551,628千円(3,301,982千円)

1 事業内容

東日本大震災で被災した児童福祉施設などのうち、各自治体の復興計画上、平成26年度に復旧予定の施設などの災害復旧事業に要する経費について財政支援を行う。

2 補助対象施設

児童養護施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、婦人保護施設、児童家庭支援センター、児童相談所、一時保護施設、職員養成施設、婦人相談所、認定こども園(幼稚園型認定こども園の保育所機能部分)、へき地保育所、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、子育てのための拠点施設、児童厚生施設、母子福祉センター、母子休養ホーム、母子健康センター

3 実施主体

都道府県・指定都市・中核市

4 補助率

- ・激甚法の対象施設(児童養護施設、保育所など) $1/2 \rightarrow 1/2$ に加え一定率(※)を嵩上げ
(※自治体の復旧負担総額や財政状況に応じ決定され、通常の国の負担割合に加算)
- ・予算措置による嵩上げ(激甚法の対象施設以外) $1/2 \rightarrow 2/3$ に嵩上げ $1/3 \rightarrow 1/2$ に嵩上げ

児童福祉施設等の事業復旧に係る設備整備について (東日本大震災復興特別会計)

26年度予算(案) 16,456千円(66,000千円)

1 事業内容

東日本大震災で被災した児童福祉施設などのうち、各自治体の復興計画に、平成26年度に復旧予定の施設などの災害復旧事業とあわせ、事業再開のために必要な備品・設備等に要する経費について財政支援を行う。

2 補助対象施設

児童養護施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、婦人保護施設、児童家庭支援センター、児童相談所、一時保護施設、職員養成施設、婦人相談所、認定こども園(幼稚園型認定こども園の保育所機能部分)、へき地保育所、認可外保育施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、子育て支援のための拠点施設、児童厚生施設、母子福祉センター、母子休養ホーム、母子健康センター、放課後健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、家庭的保育事業

3 実施主体

都道府県・指定都市・中核市

4 補助率

定額補助

○ 介護施設等の災害復旧

平成26年度予算(案) 22.6億円
(平成25年度補正予算(案) 29.1億円)
(社会福祉施設等災害復旧費補助金<東日本大震災復興特別会計>)

1. 概要

東日本大震災で被災した介護施設等のうち、各自治体の復興計画で、平成26年度に復旧が予定されている施設の復旧に要する費用について、財政支援を行う。(平成25年度補正予算(案)において、平成25年度中に着工可能な施設について、復興の加速化を図るために一部前倒し)

2. 補助対象施設

- ◇特別養護老人ホーム
- ◇老人短期入所施設
- ◇介護老人保健施設
- ◇養護老人ホーム
- ◇軽費老人ホーム
- ◇訪問看護ステーション
- ◇老人デイサービスセンター
- ◇認知症高齢者グループホーム
- 等

3. 補助対象経費

介護施設の災害復旧事業に要する経費
(※災害復旧事業が1件につき80万円以上)

4. 交付先

都道府県、指定都市、中核市

5. 補助率の引上げ

- ◇ 激甚法指定による国庫補助率引上げ(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム)
- ◇ その他施設についても、国庫補助率の引上げ
 - 1/2 → 2/3に引上げ(例:認知症高齢者グループホームなど)
 - 1/3 → 1/2に引上げ(例:介護老人保健施設など)

介護事業所等の事業再開に要する諸経費の国庫補助

東日本大震災で被災した介護サービス事業者等に対し、事業再開に要する経費に対する国庫補助を行い、被災地で生活する要介護高齢者に対する介護サービスの確保を行う。

1. 所要額 169,500千円 (H26予算案)
2. 実施主体 岩手県、宮城県、福島県、盛岡市、仙台市、郡山市、いわき市
3. 補助率 定額補助 (10/10相当)
(介護保険サービスごとに定める額)
4. 補助対象 東日本大震災により被災した介護保険サービス事業所・施設を有する事業者

5. 補助対象となる経費の例

- ・ 事業所の車輛 (訪問、送迎等用)
- ・ 事務用品 (パソコン、デスク等)
- ・ 事業所を借り上げる際の礼金・事務手数料
- ・ その他事業再開に必要な初度経費

(対象となる事業所・施設等)

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、福祉用具貸与、居宅介護支援、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療病床、地域包括支援センター、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護

(定額補助の額(例))

訪問介護・訪問看護	700万円/事業所
通所介護	800万円/事業所
小規模多機能型居宅介護	1,000万円/事業所

【予算科目】 ※東日本大震災復興特別会計 (復興庁一括計上)

(項) 社会保障等復興政策費 (目) 社会福祉施設等設備災害復旧費等補助金

障害者施設の事業復旧にかかる設備整備

平成25年度予算額
227,030千円

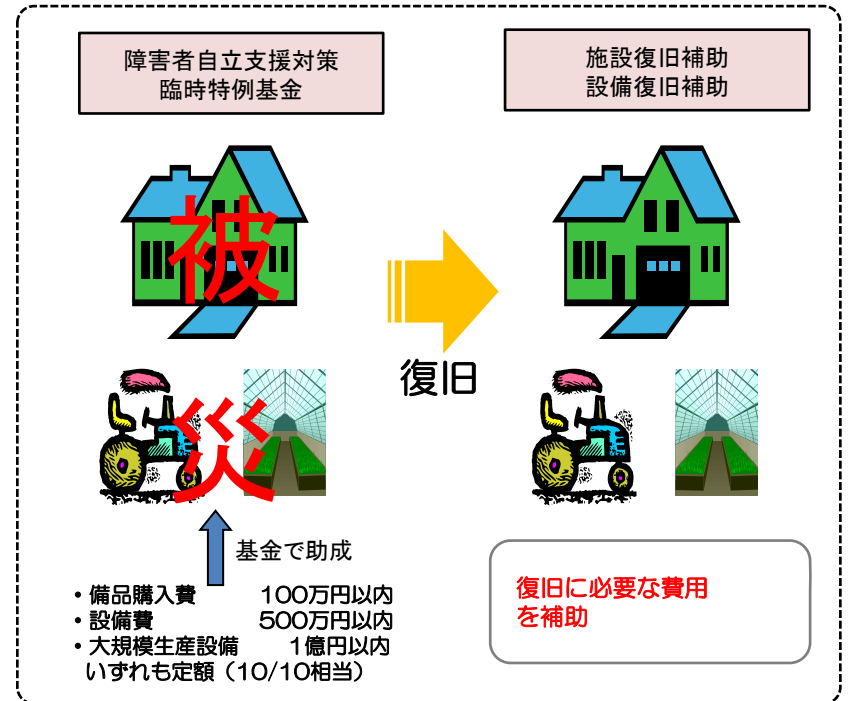
平成26年度予算案額
100,000千円

※25年度から（東日本大震災復興特別会計）※復興庁一括計上

障害者福祉のため当面必要な施設を確保するため、被災した障害者施設の復旧事業とあわせ、事業再開のために必要な備品・設備等の復旧費用を補助する。

1. 所要額 227,030千円
2. 実施主体 都道府県・指定都市・中核市
(岩手県、宮城県、福島県)
3. 補助率 定額補助（10/10相当）
4. 補助単価
 - ・備品購入費 1,000千円以内
 - ・設備費 5,000千円以内
 - ・大規模生産設備 100,000千円以内
(就労訓練施設（工場）が対象)

5. 対象施設 東日本大震災により被災した障害者の施設（施設復旧事業並びに）



設備整備の主な例

- ・印刷製本設備（カラープリンター、製本機）
- ・パン製造設備（デッキオープン、冷凍庫等）
- ・菓子類製造設備（大型オープン等）
- ・クリーニング関連設備（洗濯機、乾燥機等）
- ・車輛（マイクロバス、軽トラック、ワゴン）
- ・厨房設備
- ・椎茸等栽培用ビニールハウス、草刈機
- ・バイオ燃料生成装置用給油ポンプ
- ・豆腐冷却用水槽、大豆洗浄機
- ・手織機設備
- ・フォークリフト、耕耘機
- ・名刺・はがき用点字印刷機
- ・Tシャツ絵柄用プリンタ
- ・おしぼり作業用ボイラー、包装機
- ・培養土の貯蔵庫